

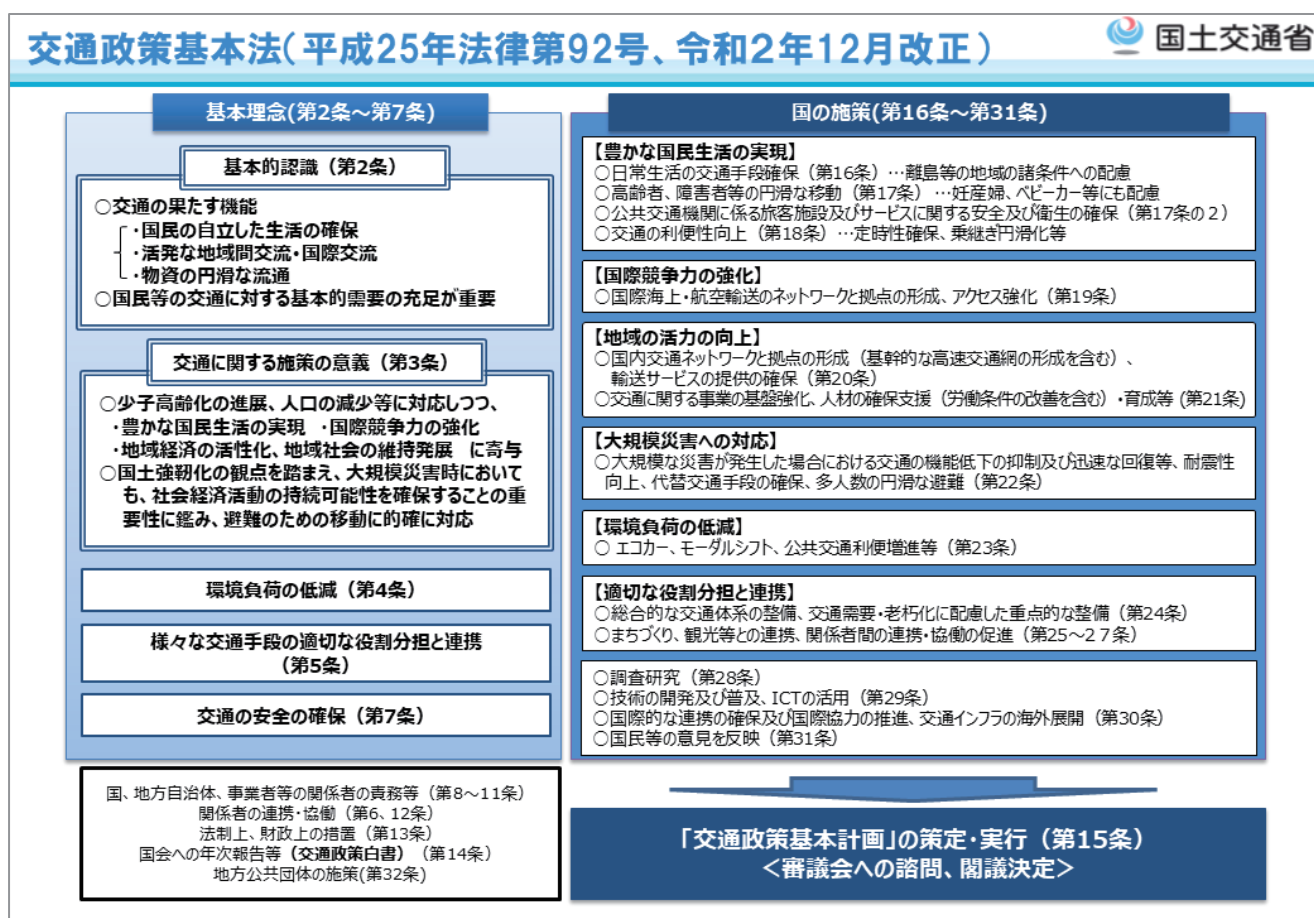
1.上位関連計画の整理

1-1.法令

1-1-1.交通政策基本法

2013(平成25)年11月27日に、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定める「交通政策基本法」が成立しました。

同法は同年12月4日に公布・施行され、今後は、その理念を踏まえた施策の推進を図り、我が国の交通体系をより一層充実していくことが求められています。



出典:国土交通省資料

1-1-2.地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(1) 地域交通法の概要

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定める。(平成19年制定)

地域公共交通計画

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**

- 全ての地方公共団体に対して**作成の努力義務** ※計画作成数：835件（2023年度末時点）
- 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「**法定協議会**」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、**地域公共交通計画に盛り込むことができる法定事業**

- ◇ 軌道運送高度化事業
LRT（Light Rail Transit）の整備
- ◇ 道路運送高度化事業
BRT（Bus Rapid Transit）の整備
- ◇ 鉄道事業再構築事業
鉄道の上下分離等
- ◇ 地域旅客運送サービス継続事業
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持
- ◇ 貨客運送効率化事業
貨客混載の導入
- ◇ 地域公共交通利便増進事業
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等



実施計画

- 個々の**特定事業について**、地方公共団体・事業者が実施計画を作成
- 実施計画について**国土交通大臣の認定**を受けた場合、**予算上の措置**（地域公共交通確保維持改善事業等）や**法律上のワンプストップ特例**（許認可手続の一元化）などの特例措置

出典：国土交通省資料

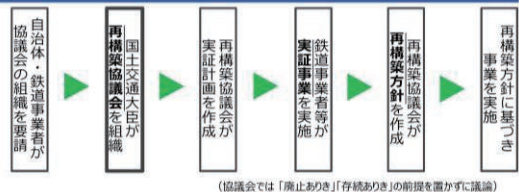
(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

地域の関係者の連携と協働の促進【地域交通法】

- 目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、**国の努力義務**として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- 地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。

ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充【地域交通法】

- 自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「**再構築協議会**」を創設（協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援）。
- また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化 ②バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調うよう積極的に関与。
- 国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。＜予算＞



※「R各社は、引き続き」R会社法に基づき「大臣指針」を遵守し、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえて現に営業する路線の適切な維持等に努めることが前提

バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充【地域交通法】

「地域公共交通利便増進事業」の拡充

- 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「**エリア一括協定運行事業**」を創設。
- 国は、**複数の支援総額を事前明示**するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）。＜予算＞

「道路運送高度化事業」の拡充

- AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EV/バスの導入等の**交通DX・GXを推進**する事業を創設。
- 国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、(独)鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるよう措置。＜予算・財投・税制＞



鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設【鉄道事業法・道路運送法】

地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。
(※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。)

【目標・効果】：再構築協議会における協議や地域の関係者との連携・協働を通じ、地域交通を再構築 (KPI) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数：67件（2022年10月時点）⇒ 300件（2027年度）

3

出典：国土交通省資料

1-2.那覇市関連計画

公共交通に関連する上位関連計画として、総合計画、都市計画マスタープラン、交通基本計画・総合交通戦略、立地適正化計画、観光基本計画について、計画概要と交通に関する方向性や施策について整理しました。

1-2-1.第5次那覇市総合計画

第5次那覇市総合計画（2018(平成30)年3月）	
計画概要等	■計画期間 2018(平成30)年度～2027(令和9)年度 ■まちづくりの将来像 なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～ ■めざすまちの姿 ・多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA ・互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA ・次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫誇りあるまち NAHA ・ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA ・自然環境と都市機能が調和した住みつつきたいまち NAHA
公共交通に関する記述	【施策30】国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる 1 外国人観光客への体制整備 ・今後もクルーズ船の寄港増や国内外との新規航空路線の就航増が予想されることから、那覇市をターミナルとした県内離島へのアクセスの充実や受け入れ体制の強化など関係者との連携を強化する。 【施策40】中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる 4 交通環境の整備 ・交通アクセスの改善や新たな交通基盤の整備、公共交通のさらなる利用促進を図ることで自動車交通を抑制するとともに、国際通り周辺での観光バス乗降場や中心市街地外での観光バスの待機場を整備することで交通渋滞解消を図る。 【施策48】誰もが移動しやすいまちをつくる 1 交通に対する意識改革 ・クルマに頼り過ぎない暮らしの推進を図るため、環境や交通に関する教育やモビリティマネジメント(MM)施策に取り組む。

第5次那覇市総合計画（2018(平成30)年3月）

公共交通に関する記述

2 公共交通利用環境の向上・充実

- ・本市のまちづくりに寄与するBRTやLRTなどの新たな基幹的公共交通の導入を推進する。
- ・バス停上屋の整備や発着案内など、バスの利用環境の向上・充実を図る。
- ・モノレール駅へのアクセス性の向上、バス、タクシー、自転車などとの交通結節機能の充実を図る。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共交通の利用環境の向上・充実を図る。
- ・今後増加する高齢者の移動手段を確保するために、シルバー割引、免許返納者に対する割引制度など、公共交通利用環境のサービス拡充について検討を行う。

○取組の活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
交通体系の整備に対する満足度	36.8% (2014年)	40%	50%
混雑時平均旅行速度 15.9km/h	15.9km/h (2014年)	18km/h	20km/h

【施策51】安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる

2 生活道路の整備

- ・地域内交通の利便性・歩行者の安全確保を図る。

3 橋梁等長寿命化計画の策定と予防的対策

- ・橋梁及びモノレールインフラの計画的な修繕計画を策定し、定期的にパトロールを実施し日常的な維持管理に努め、財政負担の平準化を図り効率よい予防的な対策(修繕、補修)を行い、施設の延命化を図り災害に強い安全なまちづくりに努める。

1-2-2.那覇市都市計画マスタープラン

那覇市都市計画マスタープラン（2020(令和 2)年 3 月）

計画概要等	■計画期間 2020(令和 2)年度～2039(令和 21)年度 ■まちづくりの将来像 なはで暮らし、働き、育てよう！ 笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～ ■まちづくりの目標 1.魅力あふれるコンパクトなまち 2.だれもが移動しやすいまち 3.みんないきいき暮らせるまち 4.自然ゆたかな水とみどりと花のまち 5.那覇らしい歴史や文化の薫るまち 6.観光・経済が躍動するまち 7.災害に強くしなやかなまち 8.人と地球にやさしいまち 9.持続可能な都市経営ができるまち						
公共交通に関する記述	■分野別まちづくり方針 3.都市交通体系の方針 過度に自動車に依存した社会構造から、バスやモノレール、LRT などの公共交通ネットワークを軸とした、多様な移動手段が利用可能な社会構造とするための環境整備を推進する。また、公共交通の利便性向上のため情報通信技術を活用するとともに、公共交通と徒歩や自転車などとの連携のための交通結節点の強化を推進する。なお、都市交通体系の構築にあたっては、“誰もが移動しやすいまちをつくる”を基本目標とした「那覇市交通基本計画」に基づき、各施策を推進する。 ■地域まちづくり方針 <table><tr><th>地域</th><th>地域の交通体系の方針</th><th>誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの体系方針</th></tr><tr><td>那覇新港周辺地域</td><td> ・物流や交流を支える西海岸道路など広域的な幹線道路の整備 ・住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 ・地域の顔となる道路空間の形成 ・交通結節点を中心とした公共交通、歩行者、自転車利用環境の整備 ・第2クルーズバスと各拠点との交通軸の形成 ・鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入との連携 </td><td> 本地域内はバス路線が少なく、公共交通の利便性向上が求められている。新港ふ頭地区においては第2クルーズバスの整備が予定されており、観光客の移動を支える公共交通が不足すると想定されるため、第2クルーズバスと市内主要観光施設や拠点とを結ぶ公共交通軸の形成を図る。 </td></tr></table>	地域	地域の交通体系の方針	誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの体系方針	那覇新港周辺地域	・物流や交流を支える西海岸道路など広域的な幹線道路の整備 ・住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 ・地域の顔となる道路空間の形成 ・交通結節点を中心とした公共交通、歩行者、自転車利用環境の整備 ・第2クルーズバスと各拠点との交通軸の形成 ・鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入との連携	本地域内はバス路線が少なく、公共交通の利便性向上が求められている。新港ふ頭地区においては第2クルーズバスの整備が予定されており、観光客の移動を支える公共交通が不足すると想定されるため、第2クルーズバスと市内主要観光施設や拠点とを結ぶ公共交通軸の形成を図る。
地域	地域の交通体系の方針	誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの体系方針					
那覇新港周辺地域	・物流や交流を支える西海岸道路など広域的な幹線道路の整備 ・住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 ・地域の顔となる道路空間の形成 ・交通結節点を中心とした公共交通、歩行者、自転車利用環境の整備 ・第2クルーズバスと各拠点との交通軸の形成 ・鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入との連携	本地域内はバス路線が少なく、公共交通の利便性向上が求められている。新港ふ頭地区においては第2クルーズバスの整備が予定されており、観光客の移動を支える公共交通が不足すると想定されるため、第2クルーズバスと市内主要観光施設や拠点とを結ぶ公共交通軸の形成を図る。					

那覇市都市計画マスタープラン（2020(令和 2)年 3 月）

公共交通に関する記述

地域	地域の交通体系の方針	誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの体系方針
那覇北地域	- 住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 - まちづくりと一体となった LRT などの基幹的公共交通システムの導入 - 交通結節点を中心とした公共交通、歩行者、自転車利用環境の整備 - 鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入との連携 - 貸し切りバスの乗降場所や待機場所の適正化の推進	国道 58 号において検討されている鉄軌道を含む新たな公共交通システムについて、関係機関との連携のもと導入促進を図るとともに、上之屋から副次拠点および中心拠点に接続する LRT などの基幹的公共交通システムの整備推進を図る。また、これらの主要な公共交通機関の乗り換えの快適性、利便性の向上を図る。
首里北地域	- モノレール駅周辺におけるまちづくりと連動した道路整備 - 地域の東西を結ぶ地域幹線道路の整備 - 住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 - モノレール駅を中心とした公共交通の利便性向上と歩行者、自転車利用環境の整備 - 福祉施設や周辺地域への公共交通アクセス環境の改善	本地域は、路線バスの営業所やモノレール延長により新たに整備された石嶺駅がある。これらの公共交通機関の乗り換えの快適性、利便性の向上を図る。
首里地域	- 住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 - 地元客や観光客が快適に歩ける歩行空間の整備 - スーパースターなどの魅力を活かした、歩いてまわりやすい城下町の道路整備 - モノレール駅を中心とした公共交通の利便性向上と歩行者、自転車利用環境の整備 - 多様な移動手段の利用環境の向上・充実 - 貸し切りバスの乗降場所や待機場所の適正化の推進	本地域は、モノレール首里駅や儀保駅、県道 29 号線などにおけるバス路線などの公共交通がある。首里駅においては、バスなどの乗り換えの快適性、利便性の向上を図る。
真和志地域	- 広域的な幹線道路の整備などによる地区内の主要幹線道路の再編整備 - 住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 - まちづくりと一体となった LRT などの基幹的公共交通システムの導入 - 交通結節点を中心とした公共交通、歩行者、自転車利用環境の整備 - 鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入との連携	本地域は、起伏に富んだ地形により公共交通が不便な地域が多くある。寄宮、真玉橋から中心拠点へ接続する LRT などの基幹的公共交通システムの整備推進を図る。

那覇市都市計画マスタープラン（2020(令和 2)年 3 月）

公共交通に関する記述

地域	地域の交通体系の方針	誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの体系方針
那覇中央地域	・トランジットモールの拡充など、交通の面からまちの活性化を支えるための施策展開 ・住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 ・地元客や観光客が快適に歩ける歩行空間の整備 ・まちづくりと一体となった LRT などの基幹的公共交通システムの導入 ・多様な移動手段の利用環境の向上・充実 ・都心部へのクルマの乗り入れ抑制 ・鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入との連携 ・貸し切りバスの乗降場所や待機場所の適正化の推進	本地域は、新しく開業した那覇バスターミナルを中心に、一日 100 本以上運行しているバスの路線網が放射状に形成され、モノレールの駅が 6 つ位置するなど、公共交通が充実した地域である。充実した公共交通を生かし、できる限りクルマを使わない生活が送れるよう、様々な取り組みを実施していく。 新都心方面、寄宮方面へ接続する LRT などの基幹的公共交通システムについて整備推進を図るほか、国道 58 号、507 号において検討されている鉄軌道を含む新たな公共交通システムについては、関係機関との連携のもと、導入に向けた取り組みを促進し、クルマから公共交通等への転換を促進する。 また、国際通りトランジットモールの拡充や、歩行者優先ゾーンの設定などを実施し、中心部への通過交通を抑制することにより、歩行者の安全性、快適性、利便性を重視した交通環境の形成を図る。
那覇西地域	・水辺景観を活かした西海岸道路などの幹線道路の整備 ・海浜部への快適なアクセス道路や公共交通の整備 ・住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 ・地域の顔となる道路空間の形成 ・歩行者と自転車の快適な利用環境の整備	国道 58 号において検討されている鉄軌道を含む新たな公共交通システムについて、関係機関との連携のもと、導入促進を図る。また、若狭クルーズバスでは、大型クルーズ船が入港した際、観光客の公共交通手段が不足していることから、若狭クルーズバスと中心拠点とを結ぶ公共交通軸の形成に向けて、検討を行う。 これらの主要な公共交通機関の乗り換えの快適性、利便性の向上を図る。
小禄地域	・那覇空港自動車道など広域的な幹線道路の整備促進 ・住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出 ・モノレール駅を中心とした公共交通の利便性向上と歩行者、自転車利用環境の整備	本地域は、モノレール小禄駅、赤嶺駅、奥武山公園駅があるほか、地域南側の県道 7 号線や県道 62 号線などにおいて、市内外のバス路線がある。モノレールの 3 駅については、公共交通機関の乗り換えの快適性、利便性の向上を図る。
那覇空港周辺地域	（まちづくり方針） ・亜熱帯都市として、空港から市街地へ向かう空間整備の促進	

1-2-3.那覇市交通基本計画

那覇市交通基本計画（2014(平成 26)年 4 月一部改定）	
計画概要等	■計画期間 1998(平成 10)年度～2028(令和 10)年度 ■基本理念 なはの自然・文化が息づく交通まちづくり ～人中心のまちづくりをめざして～ ■基本目標 誰もが移動しやすいまちをつくる ■目標達成のための施策 ・交通に対する意識改革 ・公共交通利用環境の向上・充実 ・多様な移動手段の利用環境の向上・充実 ・体系的な道路網の整備
公共交通に関する記述	1)「交通に対する意識改革」に向けた施策の方針 ①クルマに頼り過ぎない暮らしの推進 ・カーフリーデー等の啓発を推進するとともに、環境負荷軽減の視点から、公共交通や自転車・徒歩等への利用転換を図るエコ通勤の推進や低公害車およびエコドライブ等の普及活動に努める。 ②道路空間の再配分 ・様々な移動手段を選択でき、誰もが安全・快適に利用できる「誰もが移動しやすいまち」の実現の基礎となる、自家用車から人（徒歩）・自転車・自動二輪・公共交通への利用転換を促す道路空間の再配分を図る。 ・これまでの「クルマ中心の道路」から、「人中心の道路」へと段階的に転換が図られるように、歩道・自転車専用道路・バス専用道路等の自家用車以外の移動手段の空間を確保していく。 ・また、歩道拡幅や専用道路整備等のハード施策に加えて、一方通行化、バスレーン規制等のソフト施策によっても道路空間の再配分を推進していく。 2)「公共交通利用環境の向上・充実」に向けた施策の方針 ①モデル性の高い基幹的公共交通の導入 ・モノレールでカバーされていない地域と中心市街地をつなぐ基幹的な移動手段の確保を基本としながら、那覇市のまちづくりに寄与するモデル性の高い基幹的な交通システムとする。

那覇市交通基本計画（2014(平成26)年4月一部改定）

公共交通に関する記述

- ・その機種については現時点では限定せず、当面はバスを活用し走行環境や利用環境等の課題を改善しながら、需要や市民の意向も踏まえBRTやLRT等へ段階的な発展を目指す。
- ・バス専用・優先レーンやPTPS※3の検討を行い走行環境の改善に取り組む。
- ・バスロケーションシステムの拡充を図り、バス停留所では上屋や発着案内板の整備やバリアフリーに配慮し、利用環境の改善に取り組む。

②バス利用環境の向上・充実

- ・バス停留所の上屋やベンチ（整備率：上屋13.4%、ベンチ1.8%）の設置箇所を拡大し、快適なバス利用環境を目指す。
- ・バス停留所までの徒歩や自転車等のアクセス空間を改善し、キス&ライド、サイクル&ライド等の推進により、利用圏域の拡大を図る。
- ・バスの位置や発着案内などの情報を利用者に提供できるようバスロケーションシステムの拡充を図り、バス停留所では発着案内板を整備し利用環境の改善に取り組む。
- ・市内線と市外線のバス停留所のわかりづらさや行き先や経路のわかりづらさ等を改善し、利用者にとってわかりやすい運行を目指す。
- ・道路や交差点の整備・改善を推進するとともに、バス路線上の道路における路上駐車取締り強化、バス専用レーンの拡充、PTPS等の導入に関する検討により、バスにおける走行環境の向上を図る。
- ・バス事業者との協働で地域の実情や利用特性に合わせたバス路線、運行頻度、ダイヤの見直しについて検討し、利用しやすいバスネットワークの構築を目指す。
- ・ノンステップバスの導入やバス停留所のバリアフリー化を推進し、あらゆる人が快適にバスを利用できる環境づくりに努める。
- ・環境負荷軽減の視点から環境にやさしい車両の導入を促進させる。

③モノレール利用環境の向上・充実

- ・公共交通による中北部とのアクセスやモノレール利用圏域拡大に向け、高速道路西原IC付近までのモノレール延長を推進する。
- ・モノレール延長の新駅周辺ではまちづくりと一体となったモノレールの利用環境の向上を目指す。
- ・駅周辺道路の歩道の設置やアクセス道路の整備により、駅へのアクセス性向上を目指す。
- ・他の交通機関との結節機能の充実を図るため、駅周辺にタクシー乗り場、自家用車乗降場、駐車場、駐輪場等を備えた交通広場を整備し、キス&ライドやパーク&ライド、サイクル&ライドの推進を図る。

④タクシー利用環境の向上・充実

- ・タクシーは、バス等を補完する公共交通として、また交通弱者や夜間の市民の足として有効な手段と位置付け、他の公共交通機関ではカバーできないあらゆる移動ニーズに対応した柔軟性の高い交通として、その役割に沿った活用を推進する。
- ・また、主として少量でドア・ツー・ドアの交通を処理するとともに、基幹となる交通から目的地までを結ぶフィーダー機能を担う。

那覇市交通基本計画（2014(平成 26)年 4 月一部改定）

公共交通に関する記述

- ・特に公共交通不便地域においては、タクシー事業者とともに福祉タクシーや乗合タクシー・相乗タクシーとしての活用に関する検討を進めていく。

⑤公共交通の連携施策

- ・各交通機関を有機的に連携させるための結節点整備や、ダイヤに関する検討・調整を行い乗継快適性・利便性の向上等の利用促進のための環境整備に取り組む。
- ・各公共交通の経路位置やタイムリーな時刻表などを利用者への確に提供するための情報ツールやシステムを構築する。
- ・運賃支払い時のわずらわしさを解消できるＩＣカードの導入を推進する。また、ＩＣカードの導入によって実施しやすくなる乗継割引を行うことによって、公共交通の乗り換え抵抗を抑える。
- ・各公共交通は、バリアフリー化により高齢者や交通弱者等あらゆる人が快適に利用できる環境づくりに努める。
- ・これらの取組については、ハードとソフトを連携させた形で行い、様々なアプローチで環境整備を行う。

３）「多様な移動手段の利用環境の向上・充実」に向けた施策の方針

③観光客の移動手段の向上・充実

- ・観光客に対して、中心市街地における公共交通利用を促すとともに、パーク＆ライドやトランジットモールへの理解と協力を促す。
- ・中心市街地と同様に観光拠点である首里城周辺に関しては、徒歩やレンタサイクル、観光周遊バス、バリアフリー化された循環コミュニティバスなどで移動性の確保を目指す。

④高齢者等交通弱者の移動手段の向上・充実

- ・今後増加する高齢者の移動手段を確保するために、公共交通利用環境の整備・充実を図る。
- ・公共交通利用環境を充実させるために、車両および停留所等の施設のバリアフリー化や公共交通までのアクセス道路（歩道等）の環境整備（安心・安全な歩道空間整備、日差しを遮る緑陰の確保等）を推進する。
- ・増加傾向にある高齢者の事故防止に向けては、免許の返還を促すための仕組みを導入する。免許返還を促す仕組みを導入する上では、自家用車にかわる移動手段となる公共交通の利用に対する支援を行い、移動の利便性確保と、公共交通を利用することにより中心市街地等へ出かけてもらい、まちの活性化にもつながるようなものとしていく。

<わかりやすい目標値一覧>

項目	現状値	目標値（2030 年）
市民の交通環境についての満足度	14.4% (2008 年)	50.0%以上
公共交通利用者数	1,894 万人／年 (2006 年)	3,788 万人／年
那覇市民一人あたりの週間公共交通利用回数	1.2 回/週 (2006 年)	2.3 回/週

1-2-4.第二期那覇市総合交通戦略

第二期那覇市総合交通戦略（2021(令和3)年3月）	
計画概要等	■計画期間 2021(令和3)年度～2030(令和12)年度 ■基本目標 ◎2021～2025年：ステージ③の目標 「人中心のまちづくりへの転換」 ～クルマ中心から人中心への本格的な転換と骨格になる交通ネットワークの構築～ ◎2026～2030年：ステージ④の目標 「誰もが移動しやすいまちの実現」～将来交通ネットワークの構築～
公共交通に関する記述	1)「交通に対する意識改革」 ①クルマに頼り過ぎない暮らしの推進 施策002 公共交通ハンドブックの活用や出前講座等による公共交通・自転車・徒歩による通勤・通学の推進 ②かしこいクルマの使い方の推進 施策007 パーク&ライド、サイクル&ライド等の利用促進 2) LRTなどの基幹的公共交通の導入（地域公共交通網形成計画） ①「誰もが移動しやすいまち」を支える交通ネットワーク 施策022 LRTなどの基幹的公共交通の導入 施策023 路線バスネットワークの再編 施策024 フィーダーとなる移動手段の提供（コミュニティバスやデマンド交通による運行） ②観光都市の暮らしを支える新たな交通サービスの創出 施策040 誰もが分かりやすい地域公共交通の案内等の提供 施策056 那覇港と市中心部を結ぶ移動手段の検討 施策057 観光目的に対応したバス運行の検討 ③まちづくりへ寄与する公共交通の実 施策038 交通結節点の整備等による乗継快適性・利便性の向上 施策058 おでかけ支援策の充実（公共交通利用者への特典付与） ④広域的な公共交通ネットワークの連携 施策041 広域を担うバス路線の維持に向けた連携 施策042 周辺自治体との意見交換等の実施 3) バス利用環境の向上・充実 ①誰にでも利用しやすい環境整備 施策025 誰もが快適なバス停留所上屋の整備 施策026 主要なバス停留所への発着案内板の設置

第二期那覇市総合交通戦略（2021(令和3)年3月）

公共交通に関する記述

- 施策 027 誰もがわかりやすいバス網の構築】
 施策 028 バリアフリー化による高齢者などの交通弱者への対応（停留所のバリアフリー化、ノンステップバスの導入
 施策 029 バス専用・優先レーン等走行環境の改善（バスレーンの継続、PTPSの導入）
 施策 043 バスマップの配布やサイトによる公共交通等利便性向上に資する情報発信
 施策 044 誰もがわかりやすい案内サイン等の情報提供・サービスの充実
- ②アクセス環境の改善による利用圏域の拡大
 施策 055 観光バスの乗降場所と待機場所の適正配置及び利用促進
- ③人や環境に配慮した施策
 施策 013 アイドリングストップ等環境に配慮したクルマの使い方の推進
 施策 032 電気バス等環境にやさしい車両の積極的な導入
- 4) モノレール利用環境の向上・充実
 ③乗客数の増加に対応するための輸送力増強
 施策 035 モノレール車両の3両編成化
- 5) タクシー利用環境の向上・充実
 ①誰にでも利用しやすい環境整備
 施策 036 タクシー乗り場の適正配置
 ②人や環境に配慮した施策
 施策 014 電気自動車等環境にやさしい車両の積極的な導入
 施策 018 エコドライブ等環境に配慮したクルマの使い方の推進

第二期総合交通戦略における評価指標の設定

施策パッケージ	評価指標とする戦略の施策 ○：第一期計画から引き続き実施 ■：第二期計画で新たに位置付け	評価指標の目標値等 ステージ③～④ (R3年度～R12年度)
(2)LRTなどの基幹的公共交通の導入	■LRTなどの基幹的公共交通の導入	許認可等法定手続き・設計
	○交通結節点の整備 (旭橋、上之屋、おもろまち、寄宮、真玉橋、真地)	6箇所
(3)バス利用環境の向上・充実	○快適なバス停留所上屋の整備	整備率 100% (31箇所)
(5)タクシー利用環境の向上・充実	○タクシー乗り場の適正な設置	要望に応じて検討・整備

1-2-5.那覇市立地適正化計画

那覇市立地適正化計画（2020(令和2)年3月）																							
計画概要等	■計画期間 2020(令和2)年度～2039(令和21)年度 ■まちづくりの将来像 なはで暮らし、働き、育てよう！ 笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～ ■基本方針 ・歩いて暮らせるまちへの転換 ・都市力の強化・魅力向上																						
公共交通に関する記述	2. 居住誘導に係る取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現在の取組を継続する施策</th><th>新たに取り組む施策・検討する施策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤高齢者が安心して暮らせる環境の整備</td><td> ・福祉バスの運行 ・高齢者公共交通割引制度（休日等ゆいレール1日乗車券） </td><td></td></tr> <tr> <td>⑦身近なコミュニティ・生活環境の充実</td><td> ・公共交通や自転車等の利用の推奨 </td><td></td></tr> </tbody> </table> 3. 交通に係る取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現在の取組を継続する施策</th><th>新たに取り組む施策・検討する施策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①骨格的な公共交通網の構築</td><td></td><td> ・LRTなどの基幹的公共交通システムの導入・整備 ・骨格的な道路網の構築と連携した公共交通網の再編 </td></tr> <tr> <td>②公共交通等の利便性の向上、利用の促進</td><td> ・交通結節機能の整備拡充 ・バスマップの配布やサイトによる公共交通等利便性向上に資する情報発信 ・バス停への上屋・ベンチの設置 ・福祉バスの運行（再掲） ・高齢者公共交通割引制度（休日等ゆいレール1日乗車券）（再掲） </td><td> ・路線バスネットワークの再編 ・公共交通機関の乗継割引 ・バス停の情報案内（デジタルサイネージ等）の充実による利便性向上 </td></tr> <tr> <td>③市内及び中心部への車の乗り入れの抑制</td><td> ・公共交通・自転車・徒歩による通勤・通学の推進 ・環境や交通に関するシンポジウム等の実施 ・小中学校等における交通まちづくりをテーマとした啓発活動 </td><td> ・フリンジ駐車場、パーク＆ライド駐車場などへの誘導情報の発信 </td></tr> </tbody> </table> ○目標値 公共交通・道路等の総合的な交通環境の改善 【交通体系の整備に対する満足度】 34.4%（2019年）→50%以上（市民の半分） *那覇市民意識調査による			現在の取組を継続する施策	新たに取り組む施策・検討する施策	⑤高齢者が安心して暮らせる環境の整備	・福祉バスの運行 ・高齢者公共交通割引制度（休日等ゆいレール1日乗車券）		⑦身近なコミュニティ・生活環境の充実	・公共交通や自転車等の利用の推奨			現在の取組を継続する施策	新たに取り組む施策・検討する施策	①骨格的な公共交通網の構築		・LRTなどの基幹的公共交通システムの導入・整備 ・骨格的な道路網の構築と連携した公共交通網の再編	②公共交通等の利便性の向上、利用の促進	・交通結節機能の整備拡充 ・バスマップの配布やサイトによる公共交通等利便性向上に資する情報発信 ・バス停への上屋・ベンチの設置 ・福祉バスの運行（再掲） ・高齢者公共交通割引制度（休日等ゆいレール1日乗車券）（再掲）	・路線バスネットワークの再編 ・公共交通機関の乗継割引 ・バス停の情報案内（デジタルサイネージ等）の充実による利便性向上	③市内及び中心部への車の乗り入れの抑制	・公共交通・自転車・徒歩による通勤・通学の推進 ・環境や交通に関するシンポジウム等の実施 ・小中学校等における交通まちづくりをテーマとした啓発活動	・フリンジ駐車場、パーク＆ライド駐車場などへの誘導情報の発信
	現在の取組を継続する施策	新たに取り組む施策・検討する施策																					
⑤高齢者が安心して暮らせる環境の整備	・福祉バスの運行 ・高齢者公共交通割引制度（休日等ゆいレール1日乗車券）																						
⑦身近なコミュニティ・生活環境の充実	・公共交通や自転車等の利用の推奨																						
	現在の取組を継続する施策	新たに取り組む施策・検討する施策																					
①骨格的な公共交通網の構築		・LRTなどの基幹的公共交通システムの導入・整備 ・骨格的な道路網の構築と連携した公共交通網の再編																					
②公共交通等の利便性の向上、利用の促進	・交通結節機能の整備拡充 ・バスマップの配布やサイトによる公共交通等利便性向上に資する情報発信 ・バス停への上屋・ベンチの設置 ・福祉バスの運行（再掲） ・高齢者公共交通割引制度（休日等ゆいレール1日乗車券）（再掲）	・路線バスネットワークの再編 ・公共交通機関の乗継割引 ・バス停の情報案内（デジタルサイネージ等）の充実による利便性向上																					
③市内及び中心部への車の乗り入れの抑制	・公共交通・自転車・徒歩による通勤・通学の推進 ・環境や交通に関するシンポジウム等の実施 ・小中学校等における交通まちづくりをテーマとした啓発活動	・フリンジ駐車場、パーク＆ライド駐車場などへの誘導情報の発信																					

1-2-6.那覇市観光基本計画

那覇市観光基本計画（2015(平成27)年6月）	
計画概要等	■計画期間 2015(平成27)年度～2024(令和6)年度 ■将来像 人も、まちも活きいき、美ら島の観光交流都市 ■目指す方向性 1.国際化に対応した那覇市の観光 2.沖縄県が持つ固有の歴史・資源・魅力を活かした那覇市の観光 3.資源、環境に優しい那覇市の観光 4.まちづくりと連携した那覇市の観光 5.リーディング産業に相応しい那覇市の観光
公共交通に関する記述	○取組の内容 ①国際リゾート沖縄の拠点都市として機能・魅力の充実 (ア)国内外からの交通ターミナル機能とクルーズ船受け入れ機能の強化 ・沖縄県の玄関として、二次交通全般の利便性、接客サービス向上に取り組む。 ②沖縄・那覇らしい観光資源の発掘、創造と魅力向上 (イ)五感を楽しませる生活文化体験メニューの充実 ・ゆいレール、観光周遊バス、路線バス、レンタサイクルなどと連携した多様な廻り方のシステム化を図る。 ④市内回遊と交通ネットワークの連携・整備 (ア)交通結節点整備と回遊できる仕組みづくり、二次交通の利便性向上 ・レンタカーから公共交通への乗り換えを促す施設の整備を図る。 ・パーク＆ライド促進のため、ゆいレール駅周辺の駐車場情報の発信・提供に取り組む。 ・路線バスの運行情報やゆいレールから路線バスへの乗り継ぎ情報の提供に取り組む。 ・雨や日差しを遮り、快適に路線バスを利用するためのバス停上屋の整備を行う。 ・観光客の回遊性を考慮した観光バス乗降場所、待機場の整備を行う。 ・環境に優しい次世代型の新交通システムの導入に取り組む。 ・主要観光資源やスポットを通る公共交通ルートの分かりやすい情報提供及びゆいレールとバス路線を活用した観光ルートの推奨に取り組む。 ・主要な観光資源だけでなく、周辺にある隠れた観光資源をルート化し、情報発信に取り組む。 ・安全で快適な自転車走行空間と駐輪場の整備を進め、レンタサイクルの利用促進を図る。

1-2-7.那覇市自転車活用推進計画

那覇市自転車活用推進計画（2023(令和5)年3月）																																	
計画概要等	■計画期間 2023(令和5)年度～2032(令和14)年度 ■基本方針 1.いどう（移動） 安全・安心・快適な自転車利用環境の整備 2.つなぐ（繋ぐ） 自転車と公共交通機関などとの結節 3.いかす（活かす） 自転車利用の促進 4.まもる（守る） 自転車利用のルール遵守・マナー向上 ■計画目標 誰もが安全・安心・快適で楽しく健康的に自転車を利用できる環境の創出																																
公共交通に関する記述	【基本方針2. つなぐ（繋ぐ）】 ○施策3. 交通結節点や公共施設、商業施設等における駐輪環境の充実 モノレール駅下道路や交通広場などの駐輪場の充実を図り、結節機能を強化することで、自転車と公共交通を利用した環境に優しい移動を促進します。 ・取組② 良好な駐輪環境の整備 基幹急行バスをはじめとするバスとの結節を図り、サイクル&バスライドを促進するため、バス停付近に道路空間を活用した駐輪場などの整備を検討します。 <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td colspan="3">市（道路管理課）・民間（商業施設 等）</td></tr> <tr> <td>関係団体</td><td colspan="3">—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">スケジュール</td><td>短期 (1～3年)</td><td>中期 (～5年)</td><td>長期 (～10年)</td></tr> <tr> <td colspan="3">継続的に実施</td></tr> </table> 【基本方針3. いかす（活かす）】 ○施策4. 自転車を活用した日常生活の充実 市民および観光客などが気軽に利用できるシェアサイクル3など、自転車移動を支援する取り組みを推進します。 ・取組① シェアサイクルなどの普及 市内のシェアサイクルは電動自転車のため、高低差のある地域間等でも活用しやすく、モノレールやバスなどの公共交通と組み合わせることで、目的地までの移動がより円滑になることから、結節点となる場所などへのポートを拡充するとともに、市民および観光客に向けた広報を行い、さらなる活用を図ります。 <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td colspan="3">民間（シェアサイクル事業者等）</td></tr> <tr> <td>関係団体</td><td colspan="3">市（都市計画課）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">スケジュール</td><td>短期 (1～3年)</td><td>中期 (～5年)</td><td>長期 (～10年)</td></tr> <tr> <td colspan="3">継続的に実施</td></tr> </table>			実施主体	市（道路管理課）・民間（商業施設 等）			関係団体	—			スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)	継続的に実施			実施主体	民間（シェアサイクル事業者等）			関係団体	市（都市計画課）			スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)	継続的に実施		
実施主体	市（道路管理課）・民間（商業施設 等）																																
関係団体	—																																
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)																														
	継続的に実施																																
実施主体	民間（シェアサイクル事業者等）																																
関係団体	市（都市計画課）																																
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)																														
	継続的に実施																																

1-3.国・沖縄県・広域交通関連計画

1-3-1.沖縄県総合交通体系基本計画

沖縄県総合交通体系基本計画（2022(令和4)年10月）

計画概要等

■計画期間

2022(令和4)年度～2041(令和23)年度

■目標

- 1.強くしなやかな自立型経済の構築を支える交通体系の確立
- 2.誰一人取り残すことのない優しい社会の形成を支える交通体系の確立
- 3.持続可能な海洋島しょ圏の形成を支える交通体系の確立

公共交通に関する記述

重点的に取り組む施策

○県土の均衡ある発展を支え、120万都市の生産性を高める骨格的な公共交通システムの導入

- ・国内外からの観光客を拡大させて、県土全体に誘客していく上でも、温室効果ガスを抑えた手段で移動できる交通体系の構築が重要である。
- ・「速達性」、「定時性」と「大量輸送」を実現し、安全・安心に環境負荷を少なく移動できる骨格的な公共交通システムの導入に向けて、戦略的に取り組むことが重要である。



図 4-11 骨格的な公共交通システムの導入

- ・利用者の実態を踏まえた交通圏単位で、基幹バスシステム導入の取組等と連携しながら、持続可能な地域公共交通の実現を目指す。
- ・基幹バスシステム導入に向けては、沖縄県公共交通活性化協議会において国道58号を中心とした地域公共交通総合連携計画に基づく取組が進められているが、その実現には、県民の理解を得ながら、地域の関係者と連携した総合的な取組が必要である。

1-3-2. 沖縄県地域公共交通計画

沖縄県地域公共交通計画（2024(令和6)年5月）	
計画概要等	■計画期間 2024(令和6)年度～2028(令和10)年度 ■基本方針 マイカーに依存しなくても、安心・快適で活力ある沖縄を築く交通社会の実現（クルマから人中心の社会へ※） ■目標 1.都市活動を支え、都市構造を誘導する効率的な公共交通体系の構築 2.県民全ての安全・安心で健康的な暮らしを支える交通環境の創出 3.誰もが快適に沖縄観光を楽しめる交通体系の整備 4.地域・事業者・行政等が一体で取り組む、持続可能な交通社会の実現
公共交通に関する記述	○地域公共交通の課題 ① 将来の沖縄がめざす都市構造・土地利用を誘導する計画づくり ② 高齢者の安全で快適な日常生活や社会活動を支える計画づくり ③ 沖縄が抱える社会構造上の課題を踏まえた計画づくり ④ 子どもを含めた全県民の安心で健康的な生活を支援する計画づくり ⑤ 今後の観光需要を見据えるとともに、観光二次交通の利便性向上に向けた計画づくり ⑥ 持続可能な社会実現に向けた計画づくり ⑦ マイカーに依存しなくても、快適で活力ある社会を導く計画づくり ○施策4/東海岸地域における円滑な公共交通体系の構築 ○施策6/各圏域での隣接市町村や拠点都市を結ぶ公共交通サービスのあり方検討 ○施策10/高齢者・障がい者等への移動支援策等の検討・拡充 ○施策11/自助や競争等による持続可能な地域公共サービスの検討・拡充 ○施策12/各市町村中心部・中心地における交通まちづくりの重点的な検討 ○施策13/交通まちづくりにあわせた安全で快適な歩行環境の整備 ○施策17/観光まちづくりを日々踏まえた驟雨型交通システム導入の検討 ○施策18/地域自らの政策と資源が総動員された取組 ○施策21/公共交通利用促進に向けた広報、啓発活動の継続的な実施 ○施策22/デジタル技術等を活用した情報サービスの拡充とデータ連携 ○施策23/バス路線確保・維持のための事業推進と新たな仕組みの検討 ○施策24/地域公共交通の運行、担い手の確保

1-3-3.那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・中城村地域公共交通総合連携計画

地域公共交通総合連携計画（2022(令和4)年3月）

計画概要等

■基本的な方針

- ①バス網再構築計画（H17）の3方向のうち、当面は、バス交通活性化・再生に対する必要性・重要性が最も高いと考えられる、国道58号沿線地域を中心にバス網再構築を推進する。
- ②当該地域の需要形態への適合を考慮して、那覇市～沖縄市（コザ間において基幹バスシステムの導入を図る。

■地域公共交通総合連携計画の区域

当面バス網再構築を推進する、国道58号沿線の那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、北中城村の5市村とする。

■目標

- 1.わかりやすいバス網を実現することで、誰にでもバスを利用しやすくする
- 2.利用しやすいダイヤを実現することで、バスの利用促進を図る
- 3.バス網再構築により、効率的な運行を図る
- 4.バスの確実な走行性を確保して、公共交通に対する信頼回復を図る
- 5.基幹バスと支線バスのシームレスな乗り継ぎを確保する
- 6.過度な自家用車利用を抑制して、自家用車利用からの転換を促進する

公共交通に関する記述

○事業概要

（1）基幹バス導入に向けた取組

事業の名称	事業の概要	実施主体
①バス停のグレードアップ	基幹バス沿線のバス停において、快適なバス待ち環境の創出を図るため、バス停のグレードアップを実施。	道路管理者 バス事業者
②交通結節点整備	基幹バスと支線バスが結節するバス停については乗継施設を整備。	道路管理者 バス事業者 県・市
③道路改良・バスレーン舗装	バスレーンの延長に向けて、道路改良とバスレーンを明示するカラー舗装の実施。	道路管理者 交通管理者
④規制標識の設置	バスレーンの延長に伴い、バスレーン区間の開始と終了を示す規制標識の設置と改修。	交通管理者
⑤導入に向けた広報活動	基幹バス導入やそれに伴うバスレーン延長について県民と情報共有を行うための広報活動を実施。（広報誌、マスメディア、横断幕、シンポジウム等）	協議会
⑥バスレーン延長	国道58号、国道330号、宜野湾北中城線において段階的にバスレーンを延長。	交通管理者
⑦バスレーン延長の効果検証	バスレーン延長効果等について検証の上、次の段階を実施する。	協議会
⑧基幹バス導入に向けたバス網再編	国道58号方面のバス網について、各バス事業者が基幹バスと支線バスの再編を検討・実施。	バス事業者

地域公共交通総合連携計画（2022(令和 4)年 3 月）

公共交通に
関する記述

（2）公共交通利用促進策

事業の名称	事業の概要	実施主体
⑨系統別カラーリングの 検討・実施	利用者にとって「経路をわかりやすくする」ことをねらいにバスの系統別カラーリングを検討。	協議会 バス事業者
⑩IC 乗車券システムの検 討・導入	公共交通の運賃精算の手間を軽減する IC 乗車券の導入。	交通事業者 （バス・モノ レール） 県 協議会
⑪バスロケーションシス テム等導入	パソコン（インターネット）や携帯電話からバスの運行情報が得られるバスロケーションシステムを導入。	バス事業者 県 協議会
⑫啓発活動の実施	基幹バス導入に向けて公共交通利用促進のための啓発活動を検討・実施。	協議会

〈資料編 1〉上位関連計画の整理

〈資料編 2〉現状・課題

〈資料編 3〉将来ネットワーク・公共交通不便地域について

〈資料編 4〉施策毎の評価指標（案）

〈資料編 5〉バス路線の確保・維持等に関する補助制度

巻末資料

1-4.隣接市町村の公共交通ネットワークに関する計画

隣接市町村の公共交通ネットワークに関する計画は、以下の通りである。

表 1-1.隣接市町村の公共交通に関するネットワーク計画

市町村名	計画名	計画期間
浦添市	浦添市地域公共交通計画	2024（令和6）年度 ～2028（令和10）年度
豊見城市	豊見城市地域公共交通計画	2023（令和5）年度 ～2027（令和9）年度
南風原町	南風原町総合交通戦略	2023（令和5）年度 ～2033（令和15）年度
西原町	計画未策定	—

1-4-1.浦添市

表 1-2.目標と方向性

目標	方向性
目標 1 市内の移動しやすさ向上	方向性 1-1 交通事業者との連携や新たな交通サービスの構築により公共交通不便地域の縮小を図ります 方向性 1-2 自ら自由に移動することが困難な移動制約者に対する交通サービスを構築します 方向性 1-3 利便性の高い交通手段の構築に向けて、既存交通サービスの維持や市民ニーズに合わせた改善を行います
目標 2 市外への移動しやすさ向上	方向性 2-1 広域的・幹線的な公共交通事業との連携を図ります
目標 3 まちづくりと連携した持続可能な公共交通の構築	方向性 3-1 市民やまちづくりの取組との連携を図ります 方向性 3-2 観光客の利便性を高める交通手段を構築します

出典：浦添市地域公共交通計画（2024(R6)）

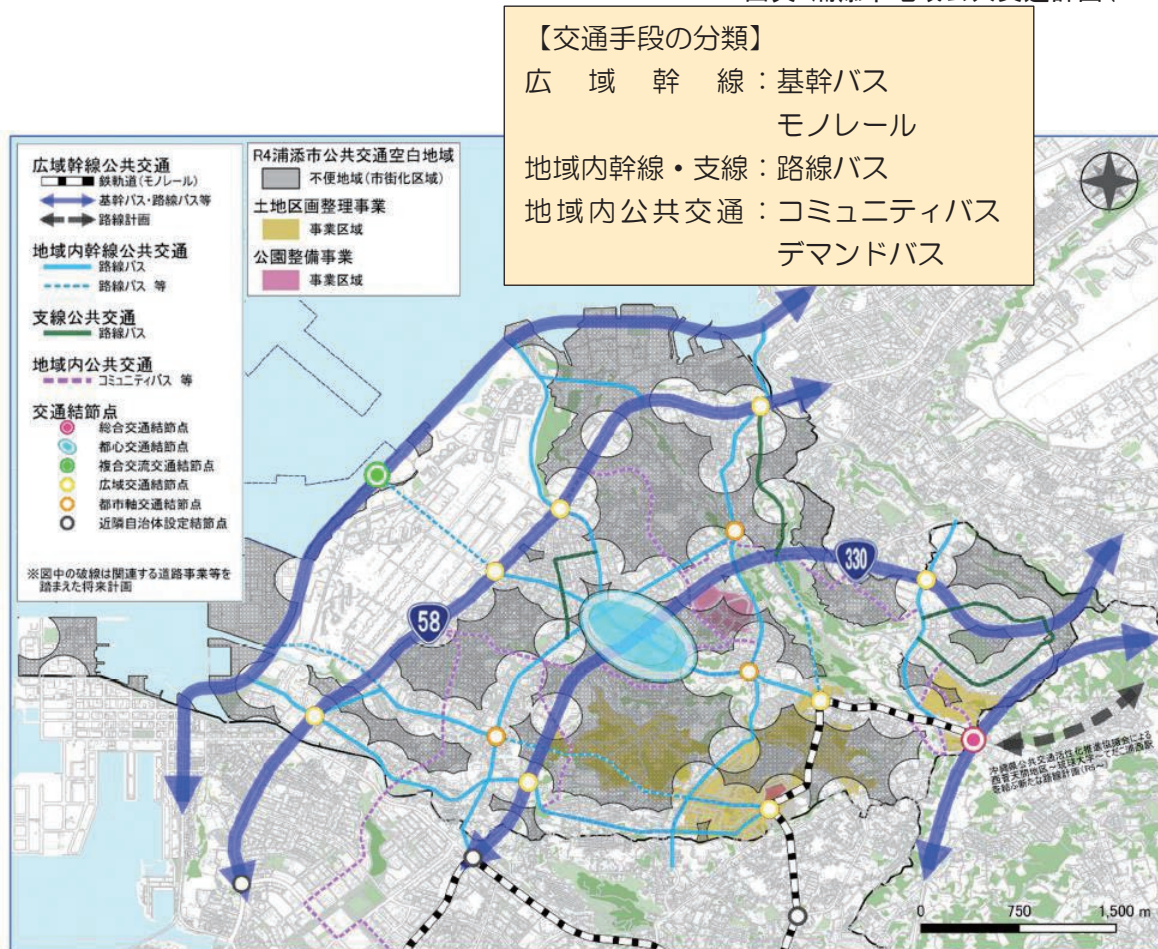


図 1-1.浦添市の将来交通ネットワーク

出典：浦添市地域公共交通計画（2024(R6)）

1-4-2.豊見城市

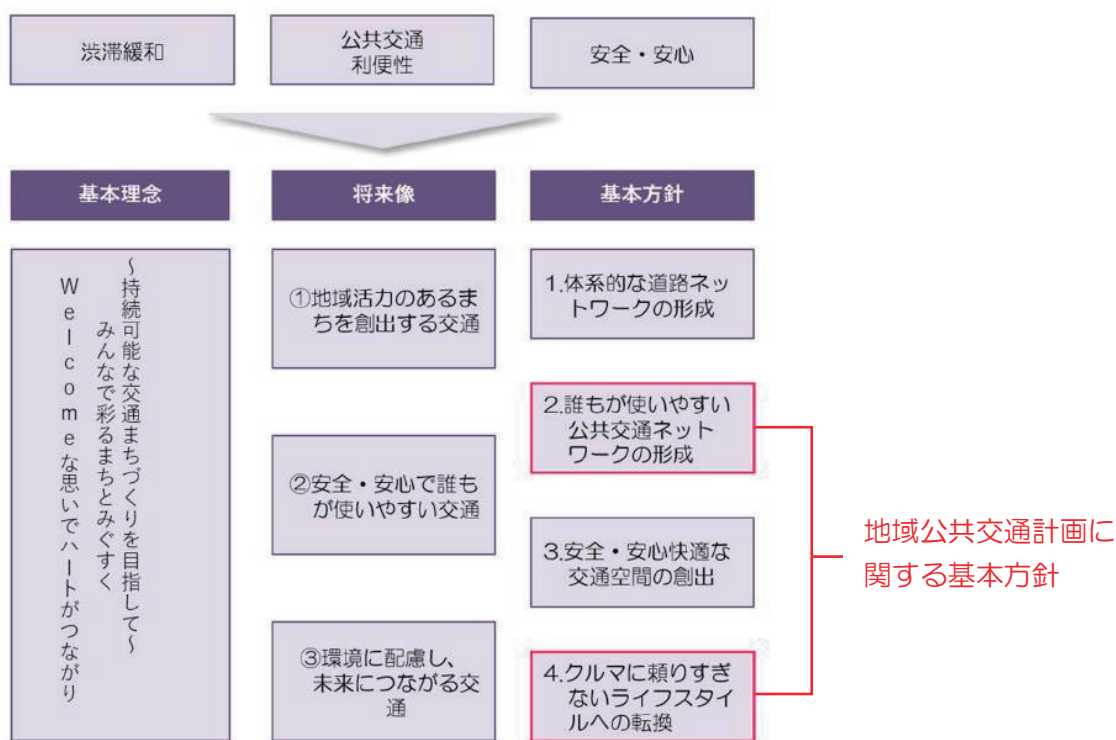


図 1-2.豊見城市交通基本計画の基本理念・将来像・基本方針と豊見城市公共交通計画の基本方針との対応

出典：豊見城市地域公共交通計画(2023(R5))

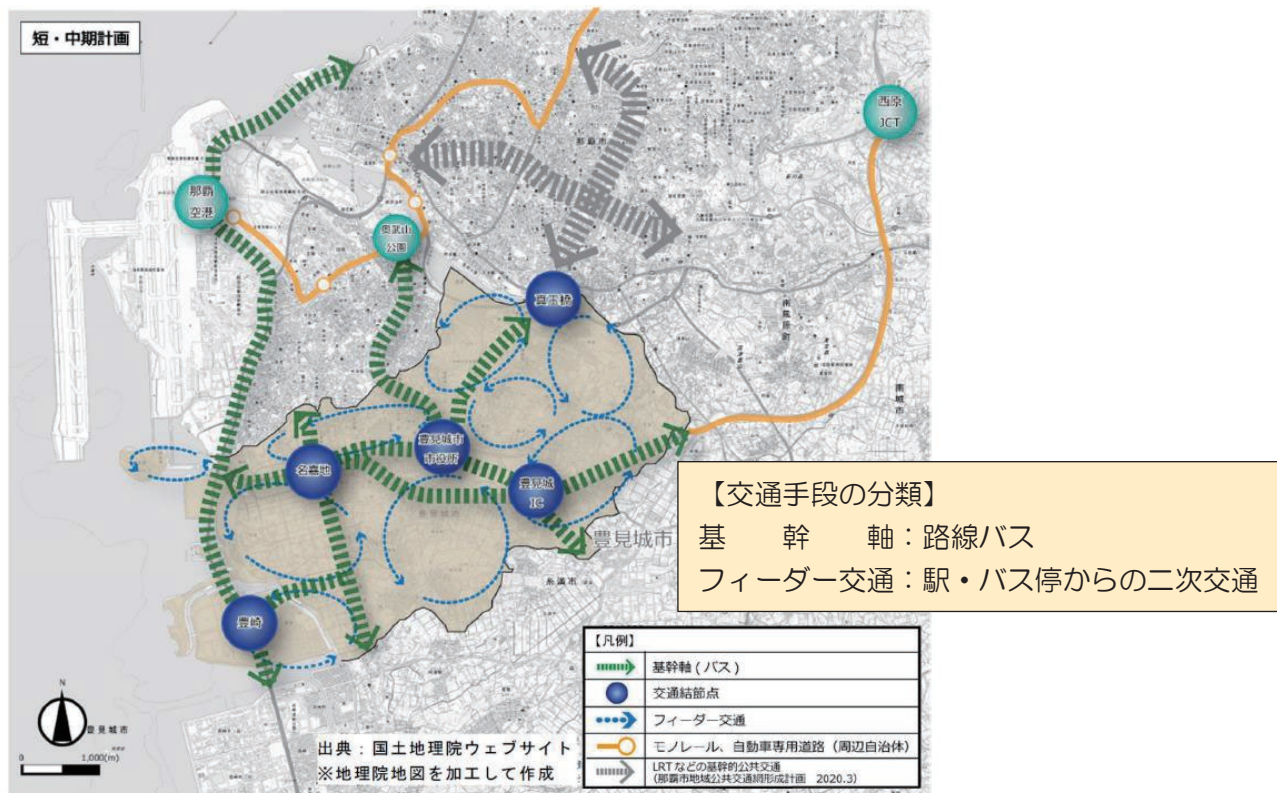


図 1-3.豊見城市の将来交通ネットワーク

出典：豊見城市地域公共交通計画(2023(R5))

1-4-3.南風原町

表 1-3.交通戦略の展開方針及び方向性目標と方向性

展開方針	核となる考え方	取組
展開方針1 自動車交通の円滑性の向上	交通結節点を拠点としたネットワークの形成を検討	・広域・地域幹線道路整備の展開、渋滞交差点対策
展開方針2 生活道路の安全性向上	安全で歩きたくなるまちづくりにより徒歩交通を促進	・生活道路、通学路における対策の検討、実施 ・送迎交通への対応
展開方針3 移動しやすい環境の整備	状況に応じた近距離移動の支援により、活力向上を図る	・新たな公共交通導入の可能性検討 ・バス待ち空間整備 ・交通結節点整備の可能性 ・自転車通行空間、サイクルステーション導入

出典：南風原町総合交通戦略(2023(R5))



図 1-4.南風原町の将来交通ネットワーク

出典：南風原町総合交通戦略(2023(R5))